

情報産業活性化事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 情報産業活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項及び同法施行令第1条第1項に規定する中小企業者であり、「第3セクター」を除くものとする。

2 この要領において「情報関連産業」とは、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の大分類G「情報通信業」のうち、情報サービス業及びインターネット付随サービス業とする。

また、大分類L「学術研究、専門・技術サービス業」の専門サービス業（デザイン業、著述・芸術家業など）及び広告業などについては、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、その業態に応じて対象とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。ただし、前年度にこの補助金の交付を受けた者及び本年度に交付決定を受けた者を除く。

- (1) 本社が秋田県内に所在する事業者で、前条第2項に規定する業務を行う中小企業者
- (2) 本社が秋田県外に所在する事業者で、次の要件を全て満たす中小企業者
 - ア 前条第2項に規定する業務を行っていること
 - イ 県内に支店や営業所などの事業所を有し、補助対象事業を県内の事業所が主体となって実施すること
 - ウ 販路拡大型の場合、補助対象事業の実施により県内の事業所の売上増が見込まれること
- (3) 県内において情報関連産業の振興に関する活動を行う情報関連団体
- (4) その他知事が特に必要と認める者

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、前条で規定する交付対象者が実施する次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、本県の他の補助対象となった事業は、この補助金の対象とはしない。

(1) 販路拡大型

ソフトウェアやコンテンツ等のPR、ビジネスパートナーの獲得などにより販路を拡大するため、展示会等への出展又は展示会を開催する事業

(2) 人材育成型

県内情報関連産業従事者や学生等の技術力や見識を高めるため、研修会等を開催する事業

ただし、受講者のうち自社社員の比率が1/3以内であること。

(3) コミュニティ等活動型

会員（構成員）を対象としたセミナー等を開催する事業又は県内の企業、学生及び技術者の交流を促進する事業

(補助金の交付申請)

第5条 交付要綱第2条に定める補助金交付申請書は、必要書類を添えて、知事が別に通知する日までに提出するものとする。

なお、交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書は様式第1号によるものとする。

- 2 同一の補助対象者が前条に掲げる複数の補助類型に対して申請する場合は、事業ごとに補助金交付申請書を提出しなければならない。
- 3 販路拡大型及び人材育成型の交付申請にあたっては、原則としてプレゼンテーション審査を実施する。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、交付要綱第2条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、審査会の審査結果に基づき補助金の交付を決定する。

(補助金の変更)

第7条 知事は、この補助金の交付決定額の増額に係る変更は認めないものとする。

(補助事業の実施期間)

第8条 補助事業の実施期間は、交付要綱第4条第1項に定める最初の交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業計画の完了の日とした日又は当該交付決定通知があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(実績報告)

第9条 交付要綱第7条第2項第1号に定める事業実績書は様式第2号によるものとする。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公開)

第11条 知事は、交付要綱第7条の規定に基づく実績報告書の提出があった補助事業の成果について、知事が必要と認める方法により公開することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費(*1)	補助率	補助限度額(*2)
販路拡大型	展示会等小間代、装飾費、販売促進費、旅費、宿泊費等	1/2以内	50万円
人材育成型	講師謝金及び旅費並びに宿泊費、会場費、教材費等	2/3以内	50万円
コミュニティ等活動型	講師謝金及び旅費並びに宿泊費、会場費、教材費等	1/2以内	10万円

(*1) 自社(者)従業員の人件費は対象としない。

(*2) 事業費から会費、協賛金、他自治体からの補助金などを控除した金額を上限とする。